

利 用 上 の 注 意

1. 調査の目的

経済センサス - 活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施している。

3. 調査日

平成24年 2 月 1 日

4. 調査対象

(1) 地域的範囲

全国（調査日現在において、東日本大震災（平成23年 3 月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第 2 項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第 1 項の規定に基づく警戒区域又は原子力災害対策本部により設定された計画的避難区域をその区域に含む調査区を除く。）

(2) 属性的範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業について行った。

- ① 大分類 A－農業・林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類 B－漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所
- ④ 大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

5. 『産業別集計 第七巻 卸売業・小売業に関する集計 その 1～3 産業編』における集計対象等について

(1) 産業編は、「平成24年経済センサス - 活動調査」（以下「活動調査」という。）の調査結果のうち、産業大分類が「I－卸売業，小売業」に格付けられた事業所について、以下のとおり集計したものである。

- ① 『その 1 産業編（総括表）』及び『その 2 産業編（都道府県表）』の第 1 表

産業大分類「I－卸売業，小売業」に格付けられた事業所を全て集計対象としているが、年間商品販売額、商品手持額及び売場面積は、数値が得られた事業所について集計した。

- ② 『その 1 産業編（総括表）』の第 2 表～第 1 7 表、『その 2 産業編（都道府県表）』の第 2 表～第 7 表及び『その 3 産業編（市区町村表）』の第 1 表，第 2 表

産業大分類「Ⅰ－卸売業，小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所について集計した。

- ・管理，補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・「事業別売上（収入）金額」の「商業」（「卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「小売の商品販売額」を合算したもの。）に金額が有り、かつ産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

このため、上記①各表の集計と事業所数、従業者数、年間商品販売額は一致しない（表１）。

なお、商品手持額と売場面積については、当該調査項目の数値が得られた事業所が同じであることから、同値となっている（表１）。

表１ 「法人組織の事業所と個人経営の事業所の合計」の表における卸売業及び小売業の合計の比較

集計表名	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	商品手持額 (百万円)	売場面積 (㎡)
その１ 産業編（総括表） 第１表	1,405,021	11,225,151	480,332,788	21,485,672	132,917,692
その２ 産業編（都道府県表） 第１表					
その１ 産業編（総括表） 第２表以降より抜粋	1,049,870	8,308,863	450,927,646	21,485,672	132,917,692
その２ 産業編（都道府県表） 第２表以降より抜粋					
その３ 産業編（市区町村表） 第１表					

(2) 『その１ 産業編（総括表）』及び『その２ 産業編（都道府県表）』の第１表及び本編概況において、「平成24年」の数値は活動調査、平成19年以前の数値は注記がある場合を除き「商業統計調査（経済産業省）」（以下「商業統計」という。）である。

なお、「商業統計」との比較にあたっては、上記(1)①、②のように集計対象が異なることに留意する必要がある。

(3) 概況における留意点

本編概況では、商業統計との比較は単位当たりの年間商品販売額等の販売効率の分析においてのみ行い、「事業所数」、「従業者数」及び「年間商品販売額」等については行っていない。

本編概況の「Ⅱ．年間商品販売額」における単位当たりの年間商品販売額の変動要因のうち、３調査時点（５年間隔）の前回比増減を用いた比較については、平成９年商業統計（平成14年の増減率の算出に使用）において就業者数を調査していないことから、従業者１人当たりを用いている。

6. 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付け）方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

- ① 取扱商品が単品の場合は、活動調査の卸売業及び小売業で用いる商品分類番号（以下「商品分類番号」という。）の4桁で産業細分類を決定する。

- ② 取扱商品が複数の場合は、まず卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）と小売の商品販売額を比較し、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。
- ③ 産業分類の格付けについては、商品分類番号上位 2 桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位 2 桁によって、産業中分類（2 桁分類）を決定し、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位 3 桁、上位 4 桁の順に分類し、産業細分類（4 桁分類）を格付けする。

(2) 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、以下の方法で格付けを行っている。

① 卸売業

ア 「5011 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

表 2 の財別（生産財、資本財及び消費財）の 3 財にわたる商品を卸売りし、各財の販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く）の10%以上で、従業者が100人以上の事業所。

イ 「5019 その他の各種商品卸売業」

表 2 の財別（生産財、資本財及び消費財）の 3 財にわたる商品を卸売りし、商品分類番号上位 3 桁の販売額で分類集計した販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く）の50%未満で、従業者が100人未満の事業所。

表 2 財別と商品分類

財 別	商品分類番号 上位 3 桁	以下の産業分類に属する品目
生 産 財	511 532 533 534 535 536	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く） 化学製品卸売業 石油・鉱物卸売業 鉄鋼製品卸売業 非鉄金属卸売業 再生資源卸売業
資 本 財	531 541 542 543 549	建築材料卸売業 産業機械器具卸売業 自動車卸売業 電気機械器具卸売業 その他の機械器具卸売業
消 費 財	512 513 521 522 551 552 553 559	衣服卸売業 身の回り品卸売業 農畜産物・水産物卸売業 食料・飲料卸売業 家具・建具・じゅう器等卸売業 医薬品・化粧品等卸売業 紙・紙製品卸売業 他に分類されない卸売業

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財及び消費財の 3 財にわたる商品を扱っていても、生産財の商品分類番号が「536」（再生資源卸売業に属する品目）のみ、または、消費財の商品分類番号が「559」（他に分類されない卸売業に属する品目）のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

ウ 「5598 代理商，仲立業」

卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）と仲立手数料を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商，仲立業」に格付けする。

② 小売業

ア 「5611 百貨店，総合スーパー」

表3の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売りし、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所をいう。

イ 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

表3の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売りし、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所をいう。

ウ 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、表4の商品分類番号上位3桁で分類集計した小売販売額が3つ以上あり、そのいずれもが商品分類番号「58」（飲食料品小売業に属する品目）の総額の50%に満たない事業所をいう。

表3 「衣」、「食」及び「他」と商品分類

衣・食・他別	商品分類番号 上位2桁	以下の産業分類に属する品目
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
他	59 60	機械器具小売業 その他の小売業

表4 飲食料品小売業と商品分類

産業分類	商品分類番号 上位3桁	以下の産業分類に属する品目
58 飲食料品小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

エ 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいう。

オ 「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかの事業所をいう。

- ・セルフサービス方式を採用しており、一般用医薬品を小売りしている事業所
- ・セルフサービス方式を採用しており、「店舗形態」において「ドラッグストア」を選択した

事業所

カ 「6091 ホームセンター」

中分類「60 その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかの事業所をいう。

- ・セルフサービス方式を採用し、売場面積が 500 m²以上で、金物、荒物、苗・種子のいずれかを小売りしている事業所
- ・セルフサービス方式を採用し、売場面積が500m²以上で、「店舗形態」において「ホームセンター」を選択した事業所

キ 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「6092」（たばこ・喫煙具専門小売業に属する品目）の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所をいう。

ク 「61 無店舗小売業」

販売形態の店頭販売の割合が 0 %及び売場面積が 0 m²の事業所をいう。

7. 主な用語の説明

(1) 事業所（卸売業・小売業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など〕を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。

- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。

- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。
ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

④ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

⑤ ガソリンスタンド

⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所など）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1企業1事業所）をいう。

(5) 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

(6) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。

また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

(7) 開設時期

平成24年2月1日現在で所在している場所において、事業を始めた時期とする。

(8) 従業者及び就業者

平成24年2月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。

① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している者をいう。

③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ 平成23年12月、平成24年1月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

⑥ 「他からの出向・派遣従業者」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。

⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している者をいう。

⑧ 「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したもの。

(9) 年間商品販売額

平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。

(10) その他の収入額

平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業、飲食部門、サービス業などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもの。

(11) 商品手持額

平成23年12月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）。

(12) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の50%以上について、次の三つの条件を兼ね備えている場合をいう。

① 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっている。

② 店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレイなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっている。

③ 売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっている。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがある。

(13) 売場面積（小売業のみ）

平成24年2月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務

室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

8. 各統計表の表章項目の説明及び留意点

(1) 共通事項

① 「不詳」について

ア 「売場面積」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売等で売場面積の無い事業所を不詳とした。

イ 開店時刻・閉店時刻及び営業時間階級については、営業時間に関する項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）の事業所を不詳とした。

② 年間商品販売額、商品手持額及びその他の収入額の産業分類別数値については、十万円単位で四捨五入を行い百万円単位での金額表示をしているため、数値の積み上げが合計値と必ずしも一致しない。

③ 「個人」には「法人でない団体」を含む。

(2) 『その1産業編（総括表）』第1表、『その2産業編（都道府県表）』第1表

① 平成24年の数値の集計対象及び第2表以降との数値の違いについては、「5. 『産業別集計 第七巻 卸売業・小売業に関する集計 その1～3 産業編』における集計対象等について」を参照。

② 平成19年以前の数値は、商業統計の数値である。

③ 平成11年、平成16年は、商業統計の簡易調査のため商品分類番号3桁で調査している。これに伴い、平成11年、平成16年の産業細分類（4桁）の数値は、接続可能な分類のみ掲載している。従って合計、産業中分類（2桁）及び産業小分類（3桁）と、その内訳である産業細分類（4桁）の積み上げ値とは一致しない場合がある。

④ 長崎県島原市及び同県南高来郡深江町については、雲仙普賢岳噴火に伴う災害のため平成3年商業統計が実施されなかったことから、平成3年数値（事業所数、従業者数、年間商品販売額等）には含まれていない。

⑤ 東京都三宅村については、火山噴火に伴う災害のため、平成14年商業統計が実施されなかったことから、平成14年数値（事業所数、従業者数、年間商品販売額等）には含まれていない。

(3) 『その1産業編（総括表）』第4表、第5表、第14表、第16表

その他の収入額の内訳区分は、次のとおりである。

① 修理料

商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合、その収入額。調査票の「販売商品に関する修理料収入」により算出した。

② 仲立手数料

他人又は他の事業所のために仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行い、その仲立行為から得た手数料。調査票の「商品売買に関する仲立手数料収入」により算出した。

③ 製造業

自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額及び受託製造の加工賃収入額。調査票の「事業別売上（収入）金額」のうち、「（ウ）製造品の出荷額・加工賃収入額」により算出した。

④ 飲食部門

注文に応じて調理した飲食料品を提供する事業の収入額及び飲食できる設備を有しその場所で料理等を飲食させた収入額。調査票の「事業別売上（収入）金額」のうち、「（カ）⑭飲食サービス事業の収入」により算出した。

⑤ サービス業

販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、宅配便取次手数料など、サービスの提供に対する収入額。調査票の「事業別売上（収入）金額」のうち、「（オ）建設業、サービス関連産業A」、「（カ）⑨情報サービス、インターネット付随サービス事業の収入」、「（カ）⑩不動産事業の収入」、「（カ）⑪物品賃貸事業の収入」、「（カ）⑫学術研究、専門・技術サービス事業の収入」、「（カ）⑬宿泊事業の収入」及び「（カ）⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」、「⑯社会教育、学習支援事業の収入」、「⑰上記以外のサービス事業の収入」を合算し、「販売商品に関する修理料収入」を減算することにより算出した。

⑥ その他

上記①～⑤以外のその他の収入額。調査票の「事業別売上（収入）金額」のうち、「（ア）農業、林業、漁業の収入」、「（イ）鉱物、採石、砂利採取事業の収入」、「（キ）学校教育事業の収入」、「（ク）医療、福祉事業の収入」を合算することにより算出した。

(4) 『その1産業編（総括表）』第4表

- ① 表章項目中の販売効率「売場面積1㎡当たり年間商品販売額」は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出した。
- ② 表章項目中の販売効率「就業者1人当たり年間商品販売額」、「従業者1人当たり年間商品販売額」は「パート・アルバイトなど」の従業者について8時間換算（平成14年商業統計より調査開始）したものを用いて算出した。
- ③ 表章項目中「5598 代理商、仲立業」の販売効率は、年間商品販売額を持つ事業所により算出した。

(5) 『その1産業編（総括表）』第8表、第9表、第10表、『その2産業編（都道府県表）』第5表

商品販売形態区分（小売業のみ）の年間商品販売額については、調査票の「小売販売額の商品販売形態別割合」をもとに計算した。計算値は、事業所ごとに小数点以下第1位で四捨五入を行い積み上げた結果を、更に四捨五入を行って百万円単位で表示しているため、小売計と商品販売形態区分の積み上げ値は一致しない場合がある。

商品販売形態区分は、次のとおりである。

① 店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞きも含む。

② 訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。仮設会場での展示販売も含む。

③ 通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

④ インターネット販売

インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

⑤ 自動販売機による販売

卸売業、小売業の事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

⑥ その他

生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(6) 『その1 産業編（総括表）』第13表

チェーン組織（小売業のみ）区分については、次のとおり。

① フランチャイズ・チェーン加盟事業所

事業所（フランチャイジー）が他の事業所（フランチャイザー（本部））との間に契約を結び（加盟）、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいう。

② ボランタリー・チェーン加盟事業所

事業所が同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいう。

③ いずれにも加盟していない事業所

上記①、②に含まれない事業所をいう。例えば、レギュラー・チェーン（直営店）、自動車メーカーの特約店、家電メーカーの販売店、元売系列のガソリンスタンドなど。

9. 記号及び注記

各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(1) 比率は、小数点以下第2位で四捨五入している。このため、「構成比」については、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(2) 該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「－」とした。また、増減は、数値がマイナスのものは「▲」、更にプラスのものは本編概況においては「＋」で表した。

(3) 「x」は、集計対象となる事業所数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」としている。

10. その他

(1) 本編概況及び統計表に掲載された数値を他に引用・転載する場合は、出典（府省名、統計調査名等）の表記をお願いします。

(例)

- ・資料：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス - 活動調査 卸売業，小売業 産業編（総括表）」
- ・総務省・経済産業省「平成24年経済センサス - 活動調査 卸売業，小売業 産業編（都道府県表）」より
- ・「平成24年経済センサス - 活動調査 卸売業，小売業 産業編（総括表）」（総務省・経済産業省）より
- ・総務省・経済産業省が11月27日に発表した「平成24年経済センサス - 活動調査 卸売業，小売業 産業編（市区町村表）」によると・・・

(2) 問合せ先

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

総務省統計局統計調査部経済統計課

電話 （直通）03-5273-1389

URL <http://www.stat.go.jp/>

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

電話 03-3501-1511 内線2881～4

URL <http://www.meti.go.jp/statistics/>